

公 示 第 3 7 5 号
令和 7 年 2 月 1 4 日

関西テレビ放送健康保険組合
理 事 長



規程類の改訂について

下記のとおり規程を改訂しましたので公示します。

記

「資格確認書管理規程」の一部変更について、本日行われた第90回理事会で承認されましたのでお知らせ致します。

以 上

資格確認書管理規程変更届

資格確認書管理規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、関西テレビ放送健康保険組合における健康保険資格確認書並びに資格情報のお知らせ(以下「資格確認書並びに資格情報のお知らせ」という。)の管理についての基準を定め、資格確認書並びに資格情報のお知らせの適正な管理を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、関西テレビ放送健康保険組合における健康保険資格確認書(以下「資格確認書」という。)の管理についての基準を定め、資格確認書の適正な管理を図ることを目的とする。
(管理責任者) 第2条 資格確認書並びに資格情報のお知らせの管理責任者は、常務理事とする。	(管理責任者) 第2条 資格確認書の管理責任者は、常務理事とする。
(無効証及び廃棄処分) 第3条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書並びに資格情報のお知らせは、第一面に無効表示を行った後、シュレッダーにより廃棄するものとする。 2 資格確認書並びに資格情報のお知らせの廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。	(無効証及び廃棄処分) 第3条 被保険者資格喪失等の事由により返納された資格確認書又は書損となった資格確認書は記号及び組合印の二箇所に穿孔処理を行った後、廃棄するものとする。 2 資格確認書の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。
(再発行手数料) 第4条 資格確認書ならびに資格情報のお知らせを、本人の過失により再交付する場合は、原則として手数料500円を申請者より徴取する。	(新設)
(規程の変更) 第5条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。	(規程の変更) 第4条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。
附 則 この規程は、令和6年12月2日から施行する。 <u>この規程は、令和7年2月14日から一部改訂する。</u>	附 則 この規程は、令和6年12月2日から施行する。